

令和8年度さいたま市立太田小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、一人の教職員だけでいじめの発見や状況把握、完全な解決を図ることが難しいことも残念ながら現実問題としてある。つまり、いじめの問題に対応していくには、いじめた児童、いじめを受けた児童だけでなく、その周りにいる傍観者や観衆を含めた全ての児童に関する問題であると捉え、学校・保護者・地域・専門機関等が一丸となって組織的に対応していかなければならない。

以上のことを鑑み、学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組むため、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、「さいたま市立太田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に対応する事件・事故を、対岸の火事ではないと捉え、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る、という危機感を常にもつこと。
- 2 「いじめは絶対に許さないこと」という強い意識をもつこと。
- 3 いじめを発見したら、迷わず介入して止める。いじめられる児童を絶対に守り抜くとともに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。
- 4 いじめを行った児童に対し、成長支援の観点に立ち、成長支援の視点を持ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童が抱える問題を解決するため、通級指導教室や特別支援学級、さわやか相談室、スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）等、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ること。
- 5 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、教育環境を整え、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるように努めること。
- 6 いじめ問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 7 いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察等関係機関と必ず連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。たとえば「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断するものとする。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、いじめ防止等に関する措置を行うために設置し、その取り組みを推進する。

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会委員(PTA 会長、主任児童委員、自治会長等)

※必要に応じて、心理や福祉の専門家である SC、SSW、医師、弁護士、警察官経験者など、構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催

ア 定例会(各学期1回程度開催)

イ 校内委員会(生徒指導委員会等と兼ねて開催)

ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)

(4) 内容 ア いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

イ いじめの早期発見のための、いじめの相談・通報を受ける窓口としての対応

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有

エ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩

みを含む。)があったときの緊急会議の開催

- オ 情報の迅速な共有および関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- カ いじめの被害児童に対する支援
- キ いじめの加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ク 重大事態への対応
- ケ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修会の複数回の企画・実施
- コ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検
- サ 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

2 代表委員によるいじめ撲滅のための活動

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員会
- (3) 開催 4月～3月
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめ撲滅キャンペーンに係る取組を行う。
 - オ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取り組みを推進するための話し合いを行い、全児童にいじめ未然防止の呼びかけを行う。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 代表委員による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聞き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代りに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：5年生、6年生 2学期末までに実施（学校公開日等）
1年生～4年生 年度1回実施

5 スクールロイヤーの活用を通して

- (1) 第5学年を対象に、スクールロイヤーによる「いじめ予防の特別授業」を実施する。学校外の専門家の授業を通して、いじめ防止の知識や行動について理解を深める。
- (2) 教職員を対象に生徒指導の夏季研修としてスクールロイヤーによる研修を実施する。いじ

めの初期対応、保護者との関係づくり等を学ぶことで、日常的にできるいじめ防止のための方策を知り、実施できるような体制づくりの基礎とする。

6 メディアリテラシー教育を通して

- (1) デジッ子タイムを活用し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「スマホ・インターネット安全教室」の実施：1年生～6年生 1学期中

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの小さな変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

8 さいたま市小・中一貫教育の実践を通して

- (1) 中学生と合同によるあいさつ運動の実施
- (2) 4校連絡協議会による情報の収集と把握、共有
- (3) さわやか相談員も含めた校内生徒指導・教育相談委員会の実施

9 人権教育の推進を通して

- 人権作文（6月）や人権標語（7月）作成の取組等を通して、人権教育の充実を図り、人権尊重のための知識や態度を養い、自他を認め尊重する集団づくりに努める。

10 読書活動の取組を通して

○ 読書の啓発により、他人の気持ちを共感的に理解する心を涵養する。

- (1) 読書タイムの実施
- (2) 「かがやけ読書の星」の取組による読書への意欲の活性化
- (3) 図書ボランティアによる読み聞かせ
- (4) 読書の秋まつりでの、おすすめの本カードの作成・掲示
- (5) 教員によるおすすめの本の紹介
- (6) 図書委員会による読書集会の開催
- (7) 図書委員会児童による読み聞かせ

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童観察・スクールダッシュボードの活用

ささいな変化も見逃さないよう、教職員の目と ICT を活用する。ICT の活用では、各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への声かけ、面談の実施等を行う。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施（3～6 学年）

(1) アンケートの実施：4 月・8 月・1 月（年 3 回）

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保存する。

3 「小学校低学年対象のいじめに関するアンケート調査」の実施及び結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：6 月。

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保存する。

4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。（心と生活のアンケート実施月以外の月）

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

5 教育相談日の実施

(1) 教育相談日を設定する。（毎月のお知らせ、相談日は随時）

(2) 保護者が相談を行いやすい体制づくりに努める。

教育相談体制の充実

6 保護者との情報収集、情報共有

(1) 個人面談の実施：6 月（全家庭）、11 月（希望者）

(2) アンケート（学校評価）：10 月

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、保護者と面談を行う。

面談した保護者について、学年・学校全体で情報共有する。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第 23 条 1 項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、当該いじめに係る情報を校内で共有・報告し、「児

児童生徒の心のサポート 手引き 「いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

1 校長	○情報の集約、組織的な対応の全体指揮を掌理 ○いじめ対策委員会の招集、運営管理、内容や対応を教育委員会に報告
2 教頭	○校長を補佐、組織的な対応の整理
3 教務主任	○校長、教頭の補佐
4 担任	○事実確認、情報収集 ○いじめを行った児童への指導 ○いじめを受けた児童や通報児童の安全確保
5 学年主任	○当該学年の児童の情報収集 ○いじめを行った児童への指導 ○担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全確保
6 生徒指導主任	○児童の情報を把握できる体制の整備 ○校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整 ○いじめの疑い 情報伝達シートやいじめ通報 受理票の周知・集約・情報の共有
7 教育相談主任	○アセスメントに基づく支援やカウンセリング等に係る、関係者間の連絡・調整
8 特別支援教育コーディネーター	○情報収集（問題の背景に障害が要因として考えられないか）
9 養護教諭	○いじめを受けた児童のケア、カウンセリング等
10 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	○専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリング
11 さわやか相談員	○養護教諭等とともに児童のケア、教職員と連携しての支援
12 保護者	○家庭において児童の様子を把握 ○異変を感じた時は、直ちに学校と連携、児童の安全確保
13 地域住民等	○いじめを発見時、又はいじめの疑いを認めた場合、学校等に通報又は情報提供

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。

2 重大事態について、以下のように示す。

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

3 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を職員に図る。（年度初め）

(2) 取組についての評価アンケートの実施、結果の検証をいじめ対策委員会でを行い、結果を報告する。

2 校内研修

(1) 児童一人ひとりを大切にし、分かる授業を進めること

(2) 生徒指導・教育相談に係る全体研修（生徒指導・教育相談委員会、特別支援教育委員会）

(3) いじめの問題に関する校内研修の複数回の実施

- (4) 情報モラル研修
- (5) 人権教育研修

X 子どもの意見の反映


- 1 児童のいじめ問題についての捉え（スローガン等）
令和7年度「ストップいじめ！」スローガン
- 2 児童の「ストップいじめ！」に向けた取組

太田小学校



今年度の学校スローガン 「太田小 笑顔でニコニコ大作戦」

あいさつ運動




- 代表委員が毎週あいさつ運動を実施。
- 6月のいじめ撲滅強化月間では、4～6年全クラスで実施し、よい関係づくりにつながりました。
- 気持ちのいいあいさつのポイントを掲げた、「挨拶レンジャー」をキャラクターにし、あいさつのよさを感じながら取り組んでいます。

にこにこすごろく




実施後



- 学年を越えて仲良くなれるような目標をコマコマ考えて作成。朝の会でクリアしたい目標を決め、意識して生活しました。
- 帰りの会で目標が達成できたか確認し、クリアしたら次のコマに進めました。

児童集会でいじめについて考える



無視って？

なかよくするとは？

- 児童集会でいじめについて全校で考えました。
- 代表委員によるいじめについての寸劇の発表を見て、いじめについて自分事として考えることができました。

- 1.) 代表委員会：毎月1回木曜日
- 2.) いじめ防止宣言：挨拶運動を実施
- 3.) いじめの未然防止：児童集会でのいじめ防止についての発表
- 4.) 岩槻中学区の取組：岩槻中学校・太田小学校・岩槻小学校の3校で挨拶運動

XI PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 各種アンケート、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- 3 4校(岩槻小・太田小・岩槻中・岩槻商業高等学校)連絡協議会(学期ごと年3回)
- 4 いじめの問題に関わる校内研修の開催時期（予定）
 - 4月上旬→太田小学校いじめ防止基本方針改訂版に係る研修
→児童情報共有会
 - 5月→児童理解研修
 - 6月→いじめ撲滅強化月間に係る研修
 - 7月～8月→スクールロイヤーによるいじめ対応研修

- ・ 7月→情報教育に係る研修
- ・ 8月→人権教育研修
- ・ 8月→生徒指導に係る伝達研修（いじめ問題への対応を含む。）
- ・ 8月→ゲートキーパーフォローアップ研修